

令和8年度大郷町かわまちづくり社会実装検証業務仕様書（案）

第1条 業務の名称

令和8年度大郷町かわまちづくり社会実装検証業務

第2条 業務の目的

本業務は、令和5年8月に登録された「大郷町かわまちづくり計画」の実現に向けて、以下の事項を一体的に推進し、施設供用開始後の持続的な運営体制を構築することを目的とする。

(1) 社会実験の企画・実践とデータ収集

施設の本格稼働を見据えた具体的な社会実験を企画・実践し、日常利用やイベント時における集客能力、運営上の課題等のデータを収集・検証する。

(2) 運営組織の設立・運営伴走支援

施設供用開始後の持続的な運営の自走化を見据え、「稼ぐ力」を持った自立的なまちづくり会社等の運営組織（以下「運営組織」という。）を確実に早期に立ち上げるため、実務的な設立および運営の伴走支援を行う。

(3) 事業モデルへのフィードバック

上記(1)の社会実験から得られるデータやノウハウを、(2)の運営組織の収支計画やビジネスモデルに反映させる。

第3条 業務の内容

受注者は、発注者と密に連携を取りながら、以下の項目について業務を行う。本業務は、社会実装検証から得られるリアルなデータやノウハウを、遅滞なく次段階の運営組織の収支計画やビジネスモデルへダイレクトにフィードバックさせる「一体的かつ相乗的な推進」を基本方針とする。

1 社会実験の企画・設計・実施・検証

(1) 社会実験の企画・計画策定

施設の利活用方針に基づき、ターゲット層に向けた社会実験の中長期計画の企画立案を行う。社会実験の計画期間及び企画数等の詳細については、発注者と協議して決定するものとする。

(2) 社会実験の運営体制構築及び実践支援

実施主体の形成、関係機関（国土交通省、宮城県、地域団体、地権者等）との調整を支援する。また、社会実験の実施に向けた運営体制の構築支援、来訪者カウント、アンケート調査の実施設計等、データ収集に必要な準備及び実施の伴走支援を行う。

(3) 効果検証・課題整理

社会実験の結果を定量・定性の両面から分析し、次年度の事業計画及び施設運営方針へフィードバックするための検証報告書を作成する。

2 持続可能な運営体制の構築・運営組織設立・運営伴走支援

前項の社会実験を通じて得られた集客データや現場ノウハウを即座に反映し、施設供用開始後に「稼ぐ力」を持って自立自走できる実施体制（運営組織の立ち上げ）の伴走支援を行う。

(1) 検証結果を踏まえたビジョン策定と合意形成

現地調査、社会実装検証の結果、及びステークホルダーへのヒアリングを実施する。また、ワークショップ等を企画・運営し、関係者間で共有できる「かわまちづくり」のビジョンを構築する。

(2) 「稼ぐ力」を持った事業計画・ビジネスモデルの構築

社会実験で得られた収益性や集客データ等を反映し、収益事業の可能性、管理運営スキーム、役割分担、収支計画、資金計画を含めた「確実性の高い持続可能な事業計画書」を策定する。

(3) 法人設立・運営体制の整備支援

設立に関わる会議等の運営支援を行う。具体的には、法人名称やロゴデザイン案の検討、役員構成、定款案、設立趣意書の作成を支援する。ただし、法務・税務等の独占業務に抵触する具体的な手続きは対象外とする。

3 打合せ協議

本業務における打合せは、業務着手時、業務の主要な区切り、及び業務完了時に行うものとする。

4 報告書作成

業務の成果として、業務報告書を作成するものとする。

第4条 費用の取扱い

1 本業務により策定する中長期計画に基づき実施する社会実験の実践に当たり、現地で発生する開催実費（テント等の物品リース代、チラシ印刷等の広告宣伝費、参加者保険料、会場設営費、外部講師謝金等）については、本業務の委託費には含めないものとする。

2 前項の開催実費は、策定された中長期計画に基づき、具体的な規模等について、発注者と受注者が協議の上、決定する

3 社会実験において参加費収入等が発生する場合の取り扱いについては、発注者及び受注者が別途協議の上、定めるものとする。

第5条 参加資格及び業務責任者の要件

本業務は、以下の「実績要件」を重視する。

1 参加資格（企業実績）

過去5年以内（令和3年4月1日以降）に、国又は地方公共団体が発注した完了済みの業務において、以下のいずれかの同種・類似業務の元請実績（共同企業体の場合は代表構成員又は構成員の元請実績）を1件以上有すること。

【同種・類似業務】

- ・「公共空間を活用した社会実験・エリアマネジメントの企画運営業務」
- ・「官民連携によるまちづくり法人等の設立・運営体制構築支援業務」
- ・「地方創生事業のソフト支援業務」
- ・「かわまちづくり事業のソフト支援業務」

2 業務責任者の要件

本業務を統括する業務責任者は、前項に定める「同種・類似業務」において、業務責任者又は担当者（責任者クラス）として従事した実績を有する者とする。なお、技術士等の建設系国家資格の保有は要件としない。

第6条 業務の再委託

本業務の全部又は主たる部分（総合企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を第三者に委託又は請け負わせることはできない。

また、本業務の主たる部分以外について、第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

第7条 業務の履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

第8条 業務計画書

本業務の作業を円滑に進めるため、受注者は、契約締結後速やかに発注者と協議の上、作業の実施順序及び方法等を記載した業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。なお、業務計画書に重要な変更が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、変更後の計画書を提出するものとする。

第9条 作業方法及び留意事項

1 協議及び連絡調整

委託業務の遂行に当たっては、業務の主要な区切りや業務完了時等において、発注者と受注者は、十分に打合せを行うとともに、連絡調整を綿密に行うものとする。また、業務の遂行上、疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、その都度

協議を行うものとする。

2 守秘義務

本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報は厳重に管理し、目的外利用や外部への漏えいをしてはならない。

3 知的財産権の取扱い

本業務の履行過程において作成された成果品（ロゴマークデザイン、事業計画、ネーミング案等）に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）等の知的財産権は、原則として発注者（大郷町）に帰属する。ただし、発注者は新たに設立されるまちづくり会社等の運営組織に対し、これらの無償利用又は権利譲渡を許諾できるものとする。また、受注者は発注者及び発注者が指定する第三者（まちづくり会社等）に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

第10条 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

No.	成果品名	提出部数
1	業務報告書（実施内容の総括）	2部
2	社会実装検証（社会実験）実施計画書及び検証報告書	各2部
3	持続可能な実施体制構築・運営組織設立・運営伴走支援に係る資料一式（事業計画書案、収支計画書案、定款案等）	一式 (各2部)
4	会議、ワークショップ等の開催記録簿	1部
5	上記データ一式を収録した電子記録媒体（CD-R等）	1部

※電子記録媒体に収録するデータは、PDF形式のほか、発注者及びまちづくり会社等が後日編集・加工できるよう、作成元のファイル形式（Microsoft Word、Excel、PowerPoint等）も含めて納品すること。